

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

条 例

- 条例第24号 宇治市休日急病診療所条例の一部を改正する条例
 …… (健康づくり推進課) … 2
- 条例第25号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 …… (国民健康保険課) … 2

告 示

- 告示第121号 放置自動車等の撤去 …… (建設総務課) … 2
- 告示第122号 議決予算の公表 …… (財政課) … 2
- 告示第123号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止
 …… (介護保険課) … 3
- 告示第124号 建築基準法第42条第2項の規定による道の指
 定の変更 …… (建築指導課) … 3

教 育 委 員 会

- 告示第13号 教育委員会の招集 …… 3

農 業 委 員 会

- 公告第10号 農業委員会定例総会の招集 …… 4

条例

宇治市休日急病診療所条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年10月16日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第24号

宇治市休日急病診療所条例の一部を改正する条例

宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、被保険者証等の提示をした」を「、被保険者等であることの確認を受けた」に改め、同条第4項中「、被保険者証等の提示がない」を「、被保険者等であることの確認ができない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年10月16日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第25号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「、6カ月」を「、6箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「添付して」を「添えて」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第29条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条の規定は、令和6年度分の国民健康保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の国民健康保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(揭示済)

告示

宇治市告示第121号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成7年宇治市条例第30号)第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となっています。

自動車等の所有者は、令和6年10月23日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和6年10月18日

宇治市長 松村 淳子

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
ホンダ ディオ	青色	滅失 (AF55E-320 3540)	六地藏奈良町35番地の1地先(市管理道路)
ホンダ ディオ	黒色	滅失 (AF55E-314 2546)	六地藏奈良町35番地の1地先(市管理道路)

(揭示済)

宇治市告示第122号

議決予算の公表について

令和6年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年11月1日

宇治市長 松村 淳子

令和6年度宇治市一般会計補正予算(第3号)

令和6年度宇治市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,122,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
17.府支出金		6,038,927	61,440	6,100,367
	3.委託金	305,087	61,440	366,527
歳入合計		75,061,230	61,440	75,122,670

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		7,953,962	61,440	8,015,402
	4.選挙費	78,191	61,440	139,631
歳出合計		75,061,230	61,440	75,122,670

宇治市告示第123号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和6年11月1日

宇治市長 松村 淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712 01172	ケアプランセンター音色 宇治市小倉町天王40番地の12 中島ビル2階	合同会社永	令和6年1 0月31日	居宅介護支援

宇治市告示第124号

建築基準法第42条第2項の規定による道の指定の変更（一部廃止）について

建築基準法第42条第2項の規定による道の指定（平成8年宇治市告示第66号）の一部を変更し、次の道について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を変更（一部廃止）しましたので、告示します。

令和6年11月1日

宇治市長 松村 淳子

変更年月日 令和6年10月15日

変更に係る道の位置 宇治市大久保町北ノ山15番5の一部、15番8の一部、15番11の一部、16番2、16番3の一部、16番8の一部、16番9の一部、17番1の一部、17番3の一部、17番5の一部、17番6の一部、18番の一部、19番の一部、無番地

変更に係る道の延長 87.00メートル

変更に係る道の幅員 4.00メートル

教育委員会

宇治市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年10月17日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年10月18日 午後6時45分

開会場所 宇治市役所大会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 専決事項の報告について

(揭示済)

農業委員会**宇治市農業委員会公告第10号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第17回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和6年11月1日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和6年11月5日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
2 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
3 専決事項の報告
4 その他